

人権擁護委員に佐藤修子氏

柏の佐藤修子さんが、法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました
(平成30年1月1日付け)。
今後は、市民の皆さんの人権擁護活動にご尽力いただきます。



佐藤 修子 氏

つがる市では、現在9人の人権擁護委員が活動しており、人権相談の他、地域の皆さまに人権についての理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に進めています。人権相談は無料で、秘密は固く守られます。

【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111 (内線266)

佐々木英里子氏が人権擁護委員を退任

人権擁護委員の佐々木英里子さん(柏)が、平成30年1月1日をもって退任しました。佐々木さんは、平成24年から6年にわたって市民の人権擁護と人権思想の普及高揚にご尽力され、その貢献に対して法務大臣より感謝状が贈られました。これまでの幅広いご活躍に敬意を表します。おつかれさまでした。

民間賃貸住宅建設支援事業のお知らせ

つがる市への定住を促進するため、支援対象区域内に子育て世帯または夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅を建設する個人または法人に対し、その費用の一部を補助します。

なお、平成30年度予算の成立が前提となります。

事業実施予定期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日(3年間)

募集内容 1棟4戸以上の共同住宅または長屋を建設する方

募集要件

- (1) 支援対象区域
つがる市都市計画区域内
- (2) 住宅基準
「補助金交付要綱」および「整備基準」※を満たすもの
※市ホームページまたは市役所地域創生対策室で確認できます。



補助対象者

- (1) 市内に住所を有する個人または本店を有する法人
- (2) 市税に未納がないこと
- (3) この補助を本人および同居世帯員が受けたことがないこと など

助成金額

次の表の賃貸住戸の区分に応じた補助額を乗じて得た額の総額

賃貸住戸の区分 (住戸専有面積)	補助額(1戸当たり)	
	市内施工業者による建築	市外施工業者による建築
1LDK(40~49㎡)	110万円	80万円
1LDKまたは2LDK (50~59㎡)	140万円	100万円
2LDK以上(60㎡以上)	180万円	130万円

上限額は次のとおりです。

- (1) 市内施工業者による建築の場合 1,200万円
- (2) 市外施工業者による建築の場合 850万円

募集期間 4月16日(月)～5月1日(火) ※閉庁日を除く

事業の決定 期間中に予算額を超える申請があった場合は、抽選で決定となります。

上記のほか詳しい内容は「制度のご案内」および「補助金交付要綱」、「整備基準」で必ずご確認ください。
(市ホームページまたは市役所地域創生対策室で確認できます)

【問い合わせ先】 地域創生対策室 電話42-2111 (内線361)

4月から保育所等の入所制度が変わります

1. 保育の必要量に応じて、施設の「利用可能な時間」が変わります。

これまで、新制度移行の経過措置として保育の必要量を「保育標準時間」として認定をしていましたが、平成30年4月1日より父母の就労時間や保育を必要とする理由に応じて、以下のように「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されることになります。施設の利用可能時間については、保育標準時間認定の保育時間は11時間、保育短時間認定の保育時間は8時間となります。

保育を必要とする理由	保育標準時間（11時間）	保育短時間（8時間）
就労	就労時間が月120時間以上	就労時間が月120時間未満
育児休業中の継続利用	×	○
妊娠・出産	○	希望により○
疾病・障がい	○	希望により○
介護・看護	○	希望により○
災害復旧、その他	○	希望により○
就学・職業訓練	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
求職活動	×	○

※標準・短時間認定の保育時間帯については各施設で異なります。また、認定された時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、各施設で延長保育を利用することとなりますので、各施設にお問い合わせください。

2. 求職活動中の方の子どもが「入所できる期間が制限」されます。

これまで、求職活動を理由として施設を利用する場合、年度内認定期間を制限なしとしていましたが、平成30年度より、年度内認定期間を180日に変更します。これにより、本当に保育を必要とする子どもの入所機会を確保します。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線233）

第2子以降支援助成事業の申請について

保育所等の継続利用申請および新年度利用申請（第1次受け付け分）をされた方へ、2月下旬頃に入所承諾等を通知する予定です。その通知に、第2子以降支援助成事業の申請書を同封しますので、対象児童がいる世帯については、3月2日までに申請書と下記添付書類の提出をお願いします。

※添付書類 教育認定・・・施設を利用することがわかるもの（契約書等）
保育認定・・・同封する入所承諾通知書

第2子以降支援助成事業の対象児童とは、保護者等と生計を一緒にする最年長の子どもから順に2人目以降の子どもです。平成29年度に対象であった子どもでも、平成30年度の申請が必要です。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線247）

ペットボトルはラベルをはがして出してください!!

これまで、ラベルが付いたままのペットボトルでも、選別機械でペットボトルとラベルを分別することが可能でしたが、近年、ペットボトルの軽量化が進み、ラベルの分別作業がとてつもなく困難になりました。

このことにより、平成30年4月1日からは、必ずラベルをはがして出してもらうこととなります。今のうちからラベルをはがして捨てる習慣をつけて下さるようお願いいたします。

《ペットボトルの出し方》

- キャップとラベルをはずす。
（キャップとラベルはその他のプラスチックへ）
- ペットボトルは軽く水洗いをして出してください。



【問い合わせ先】環境衛生課 電話42-2111（内線281）